

平成30年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：平成30年4月19日（木）
15時～16時35分
場 所：沖縄県庁7階第4会議室
司 会：青少年育成班 前原班長
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
青少年育成班 田崎主幹
記 録 者：青少年育成班 玉那覇主任以下2名

1 概略

審議の前に、司会から委員1名はあらかじめ欠席の連絡があったことを報告した。

続いて、出席委員14名で沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定数の過半数（8名）を満たしていることから、会議が成立する旨を報告した。

次に、沖縄県子ども生活福祉部長あいさつを子ども福祉統括監が代読で行った後、子ども福祉統括監は退席し、山入端会長の議事進行の下、事務局による優良図書の概要説明及び沖縄県青少年保護育成条例の一部改正予定についての説明を行った。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ（代読：子ども福祉統括監）
- (3) 議事
 - ア 優良図書（2冊）の推奨について
審議結果
 - イ 沖縄県青少年保護育成条例の一部改正（案）について
質疑
- (4) 閉会

2 審議状況

司 会 | それでは、これより議事に入ります。
協議につきましては、山入端会長に進行していただきますので、会長よろしくお
願いします。

会 長 | 議事の進行の前に、前回委嘱がありまして、委員の入れ替わりがあり、事務局も
代わっていますので、お名前と一言だけ、簡単に自己紹介をお願いします。

～ 各委員、事務局自己紹介 ～

それでは、これより議事の進行を務めさせていただきます。
本日の議事は2点ございます。

第1点目は、諮問事項としまして、優良図書の推奨についての協議であります。
第2点目は、沖縄県青少年保護育成条例の一部改正予定についてであります。
それでは、事務局から説明をお願いします。

協議事項の第1点目は、優良図書推奨の諮問であります。

まず、優良図書の推奨に係る審議の流れと認定基準について説明いたします。

沖縄県青少年保護育成条例により、知事が優良図書を推奨しようとする場合は審議会の意見を聴くこととされております。

また、優良の推奨を受けようとする者は、施行規則により、優良推奨申請書を知事に提出することとなっております。

施行規則において、推奨の認定基準として別に定めたものが、別冊「沖縄県青少年保護育成審議会の概要」の23ページにあります。

ここに示されている「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」の「1 推奨の認定基準」(1)のア～クの基準に照らしまして、申請にかかる図書が優良推奨するに問題ないかどうか点検した上で、審議会へ諮問することになります。

優良図書推奨の作業手順としましては、同別冊27ページにございますが、

- ① 関係業者・機関から「推奨申請」を受け、
- ② 事務局（青少年・子ども家庭課）において、認定基準を満たしているか点検いたします。
- ③ 申請された図書が、認定基準を満たしていれば、県知事から当審議会へ諮問し、意見を伺います。
- ④ 審議会において、諮問に対する審議を行い、その結果を知事に答申します。
- ⑤ 推奨に値する旨の答申があれば、県知事は優良図書としての推奨を行います。
- ⑥ 優良図書の推奨は、沖縄県公報への掲載とともに、公文で、各市町村・関係機関等へ通知する方法によって行います。

それでは、優良図書推奨の諮問でございますが、今回は、団体等ではなく赤嶺すすむさん個人から優良図書2点について推奨の申請があります。

図書名は「モーモーぐわーぬえんそうくわい いちやりばちよーでー」と「森ぬゆうびんやさん」の2冊で、どちらも昆虫や小動物を主人公にした創作物語で、沖縄方言と標準語を併記した絵本となっております。

諮問理由は資料4ページ及び5ページのとおりでございます。

次に、優良推奨審査表についてご説明いたします。

審査表中央の右側に審査項目がございます。同項目は、それぞれ

- 対象 小学生 中学生 高校生
- 認定基準 ア～ク
- 推奨可否 可 否

とあります。

該当すると思われるもの全てに○印をお付け下さい。

可否については、何れかに○印を付けていただくようお願いいたします。

推奨を否とする場合は、意見欄にその理由を記載していただくようお願いいたします。

審査は、それぞれの項目で、過半数を超えるものが決定となります。

仮に同数の場合は、審議会設置条例第6条第3項「可否同数のときは、会長の決

するところによる」に基づき、会長の可否により決定することとなります。

認定基準欄のアからクの内容につきましては、先ほどご説明いたしました別冊23ページでございます、「推奨及び指定等の認定基準」に記載の1の(1)に示された項目でございます。

以上で説明を終わります。

会 長 これまでの説明で、何かご不明なところはありませんか。

委員 対象区分が小学生・中学生・高校生とありますが、絵本で高校生とか読まないのではないのでしょうか。どのような基準で審査をすればいいのでしょうか。

事務局 特に明文化された基準はございません。一般的な判断で構わないと思います。

それでは、審議に入りますが、事務局の説明のとおり、優良推奨の認定基準に基づき審査していただき、その結果を審査表にご記入願います。

事務局が審査表を回収に参りますので、記入を終えた委員は、挙手で合図をお願いします。

会 長 事務局が集計する間、優良図書の推奨について、委員の皆様からご意見・ご感想をお聞かせいただきたいと思います。

委 員 私は、毎週1回小学校でボランティアの読み聞かせをしていますが、オールうちな一ぐちでは今の子ども達には理解するのが難しいというのが感想です。

ただし、自宅で親子でじっくり読みながら、会話をしながら読みきかせる、うちな一ぐちを伝える絵本としてはとても適していると思います。

委 員 絵本なので小学生向けという印象ですが、中高生向けに、うちな一ぐちを学ばせる教材としても望ましいと思います。国語の時間の教材にも良いかもしれない。

ただ、若い保護者には読むのが難しいかも知れない。

大人も勉強が必要ですね。

会 長 確かに若い世代には難しいところもあるかもしれませんね。

うちな一ぐちも地域によって、やんばるの方言と南部の方言では違うところもありますからね。

委 員 方言で話すのは難しいですが、私は、この絵本の対象は子どもから大人までと考えています。大人も言葉の勉強になりますし、子ども達は習得が早いので、毎回読んでいくうちに方言を覚えていくと思います。

この絵本は、子どもから大人まで方言を楽しめる本だと思います。

委 員 この2冊は、色がカラフルですごく引き込まれる絵本です。

私は、「絵本」は「小学生」という先入観がありましたが、皆さんの意見を聞いて

て、確かに大人まで対象にした方が良いと視点が変わりました。

私は、沖縄本島出身ではないので、この絵本の方言が難しく、標準語で読ませていただきましたが、私のような方言を知らない大人も学べる絵本だと思います。

会 長 皆さん、ご意見ありがとうございました。

ほとんどの方は同じような感想を持たれたと思います。

それでは集計結果が出たようですので、事務局から説明していただきたいと思えます。

事務局 集計の結果でございますが、「森ぬゆうびんやさん」につきましては

小学生 14人

中学生 5人

高校生 2人

となり、小学生が過半数を超えております。

認定基準につきましては

ア 5人 イ 5人 ウ 9人 エ 2人 オ 8人

カ 3人 キ 9人 ク 4人

となり、ウ、オ、キが過半数を超えております。

可否につきましては、全員一致で可となっております。

次に「モーモーぐわーぬえんそうくわい いちゃりばちよーでー」につきましては

小学生 14人

中学生 4人

高校生 2人

となり、小学生が過半数を超えております。

認定基準につきましては

ア 4人 イ 8人 ウ 11人 エ 4人 オ 6人

カ 2人 キ 8人 ク 2人

となり、イ、ウ、キが過半数を超えております。

可否につきましては、全員一致で可となっております。

以上が集計結果でございます。

会 長 それでは、図書「森ぬゆうびんやさん」の審査結果につきましては、小学生を対象に、ウ、オ、キの基準を満たしていることから、優良推奨に値するとの審査結果になりました。

また、図書「モーモーぐわーぬえんそうくわい いちゃりばちよーでー」の審査結果につきましては、小学生を対象に、イ、ウ、キの基準を満たしていることから、優良推奨に値するとの審査結果になりました。

従いまして、知事の諮問に対しまして、2冊とも優良図書推奨を可として答申することを決定いたします。

先ほど、皆さんから子どもから大人まで楽しめる、学べるという意見があり、確かに、方言を学ぶ目的では小学生から大人まで活用できる本ではないかと思いますが、絵本としてのご推奨ということでこのような結果に至ったと思います。

以上で優良図書の諮問を終わりました、次に、第2点目の「沖縄県青少年保護育成条例の一部改正予定」について事務局から説明をお願いします。

事務局

沖縄県青少年保護育成条例の一部改正予定について事務局からご説明いたします。

お手元の資料7ページの「2 改正の経緯及び必要性」をご覧ください。

昨今の急速な情報技術の向上により、スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、青少年のフィルタリングの利用率が低迷している状況に対応するため、法が改正されたことから、条例の規定を整理する必要があります。

次に8ページをご覧ください。

本条例改正に至る経緯について、本資料をもとに説明いたします。

その前にフィルタリングについて、説明させていただきます。

～ フィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置の説明 ～

それでは、資料に戻りまして8ページの左側から説明させていただきます。

私達の生活の中ではインターネットは、生活に欠かせないツールの一つとなりつつあり、同インターネットの適正な利用方法の習得、青少年の有害情報の閲覧の機会の最小化等を基本理念として、平成21年4月に青少年インターネット環境整備法が施行されております。

その後、沖縄県では、フィルタリングの普及拡大を目的として、平成26年3月に携帯電話事業者等の責務について明記した条例に改正しています。

一方、法については、今年2月に改正法が施行されておりますが、その理由としては、法の施行以降、インターネットの利用がパソコンからスマートフォン及びタブレット等に移行し、無線LAN(WiFi)の利用が急速に拡大してきたこと等、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化してきたことが挙げられます。

その状況については、資料の9ページをご覧ください。

本資料は、内閣府において、昨年度実施された各種調査を抜粋したのですが、青少年のインターネットの利用機種は、パソコンよりもスマートフォン、タブレッ

ト及び携帯ゲーム機の利用率が高いことが分かります。

また、青少年のスマートフォンによる無線LANの利用率も年々増加し、昨年度は82.5%と高い数値を示しています。

そして、そのような現状にありながら、青少年がスマートフォンにフィルタリングを使用する割合は、小学生では僅かに27.2%、中高生でも過半数に達しないなど、中高生の2人に1人はフィルタリングを利用していない現状にあります。

再度、資料8ページの真ん中の方をご覧ください。

社会の変化により、スマートフォン及びタブレット等、無線LANの利用が急速に拡大しておりますが、保護者のフィルタリングに対する理解不足などの要因もあり、青少年のフィルタリングの利用率が低迷しており、コミュニティサイト等の利用に起因した児童買春等の福祉犯被害が増加しています。

このような社会情勢を受け、フィルタリングの利用率向上を目的として、本年2月に青少年インターネット環境整備法の改正法が施行されたところであります。

改正された条文としましては、大きく4つの新設された条文がありました。

そのうち、3つについては、携帯電話会社及び代理店に対しての義務となります。

一つ目は青少年確認の義務です。

ドコモ、au、ソフトバンクやその契約代理店が、新規契約、更新契約、変更契約を行う際に、実際にスマートフォンなどの機器を使う人が誰なのか、青少年ではないかを身分証等で確認しなさいというものです。

二つ目は説明義務です。

青少年がスマートフォンでインターネットを利用する場合、

- 青少年有害情報を閲覧するおそれがあること
- 犯罪の被害者や加害者になるおそれがあること
- それを最小化に抑えるためにはフィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置が効果的であること

などについて説明しなさいというものです。

三つ目はフィルタリング有効化措置です。

携帯電話回線利用の契約をした方に、スマートフォンやタブレット等を販売する場合には、スマートフォンやタブレット等にフィルタリングアプリ等をインストール・設定して販売しなさいというものです。

この有効化措置については、ただし書きで、保護者が正当な理由で不要を申し出た場合は、有効化措置をせずに販売することも可能であるとしています。

以上が携帯電話会社及び代理店に対しての義務となります。

その他、新設された四つ目の条文は、OS開発事業者に対しての義務です。

内容については、インターネットを見るためのプログラムを開発する場合には、フィルタリングの有効化、容易化といった措置がスムーズにできるようなプログラムを開発するよう努力義務を規定したものです。

そして、沖縄県では、法改正を踏まえた整理として、条例で引用している法律の条文、「第何条」という条号が変わっているところがありますので、条文ズレを整理したり、法律の定義を引用するなどの整理を行う必要があります、条例の一部改正を予定しているところでもあります。

具体的には、携帯電話端末の定義が、携帯電話及びPHSからスマートフォン及びタブレット等に拡大されたことから、条例については法を引用することとしています。

青少年確認義務については、法が、新規契約のみならず、2人に1人以上がフィルタリングを利用していない現状に対処するため、更新時や機種変更の際も青少年が使用するかどうかの確認を義務づけるなど、より厳格化された内容となっていますので、条例では、補完するところはないとして削除することとしています。

ちなみに、既に条例改正がなされた東京、神奈川、福岡などもそのような流れとなっています。

説明義務については、法では説明の際の書面交付については触れていませんので、条例では、法を補完するものとして、説明時の書面の交付を義務づけることとしています。また、今回の一部改正で大きく代わる場所でもありますが、電磁的記録、タブレット等で画面を示しながらの説明も可能としています。

項については第2項から第1項に変更しています。

フィルタリングサービスの提供義務については、法が第17条から第15条に変わっていますので、条ズレが生じないように整理し、保護者がフィルタリングサービスの不要を申し出る際の正当な理由を記載した書面については、電磁的記録での申出も可能としています。そして、第3項を第2項に変更しています。

また、現在の条例の第4項（契約時の条件）と第5項（提出書面の保存義務）を一つにまとめ、第3項としています。

フィルタリング有効化措置義務については、法では保護者からの不要申出の際の書面提出について触れていませんので、条例では、法を補完するものとして、不要時の書面での申出、ここでも電磁的記録での申出を可能とし、第4項にまとめています。

また、特定携帯電話端末の販売時の条件と提出書面の保存義務を第5項にまとめています。

続きまして、10ページにパブリックコメントの結果を載せていますが、一般の方からの意見はございませんでした。

委員の先生方からは、1件の意見がありました。

内容につきましては、書面には電磁的記録が含まれるということが分かればよいので、変更案のとおり、電磁的記録を含むだけでよいのではないかとの意見でした。

その意見を踏まえ、県の法規担当部署と検討しましたところ、電磁的記録の説明を入れないと法令上電磁的記録の意味が分からないため、電磁的記録の説明は必要であり、また、他県の条例や沖縄県の他の条例等を参考にしたところ、右側の県の考えにあるとおりの内容へ変更することになりました。

そして、11ページ以降に条例改正案の新旧対照表を付けております。

以前、配付いたしました新旧対照表とは代わっておりますが、法規担当部署と調整、整理する中で代わったものであり、条ズレや規定を整理するという方針に変更はございません。

以上が、今回、条例の一部改正を予定している主な内容となります。

会 長 ただいまの質問についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

会 長 今回の条例改正は、法の改正を踏まえ、フィルタリング関連について条例でカバーするところはカバーして、条ズレ等を整理するという内容です。

各委員の方々には、事務局から前もって資料が送られていると思いますが、先ほどの事務局の資料を活用した説明で内容は理解できたかと思います。

意見はないようですが、特に意見はなしということによろしいでしょうか。

各委員 はい。

会 長 それでは、本日の議題は以上となります。

～ 審議終了 ～

以 上